

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

1. 特別措置の適用

伸長対象地域	【神奈川県】 川崎市
--------	---------------

2. 特別措置の具体的な内容

(1) 継続契約の締結手続の猶予

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2024年8月16日から2024年8月18日までの自動車に付保された保険契約であり、2024年8月17日から2024年8月19日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年8月19日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2024年8月16日から2024年8月19日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年8月19日を限度として猶予します。

(2) 継続契約の保険料払込みの猶予

2024年8月16日から2ヵ月後の末日（2024年10月31日）までにご契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みについては、2ヵ月後の末日（2024年10月31日）を限度として猶予します。

対象		使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予
車検対象車	- 災害救助法適用地域内に居住するご契約者 - 今回の災害等で被災されたご契約者 - 今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 - 今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 - その他弊社が適用妥当と判断する方	車検伸長対象地域内	有	○ 2024年8月19日まで	○ 2024年10月31日まで
		車検伸長対象地域外	無	×	
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○ 2024年8月19日まで	

		車検伸長 対象地域 外	無	×	×
車検 対象 外車	・ 災害救助法適用地域内に居住 するご契約者 ・ 今回の災害等で被災されたご 契約者 ・ 今回の災害等で被災した保険 会社、代理店・扱者の取扱う ご契約者 ・ 今回の災害等の復旧に派遣さ れた警察、自衛隊、電力会社 等の職員 ・ その他弊社が適用妥当と判断 する方	—	—	○ 2024 年 8 月 19 日まで	○ 2024 年 10 月 31 日まで
	上記以外	—	—	×	×